

令和4年宇治田原町総務建設常任委員会

令和4年3月11日

午前10時開議

議事日程

日程第1 付託議案審査

議案第14号 宇治田原町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて

議案第17号 宇治田原町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を制定するについて

議案第18号 宇治田原町個人情報保護条例の一部を改正する条例を制定するについて

議案第20号 宇治田原町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて

議案第21号 指定管理者の指定について（森林総合利用施設（末山及びくつわ池自然公園））

日程第2 各課所管事項報告について

○まちづくり推進課所管

- ・「新しい地域公共交通」に係る説明会の概要について
- ・新名神高速道路建設事業等の進捗について

○産業観光課所管

- ・地域おこし協力隊の任用について

日程第3 その他

1. 出席委員

委員長	7番	藤本英樹	委員
副委員長	4番	山本精	委員
	2番	原田周一	委員
	6番	上野雅央	委員
	10番	榎木憲法	委員
	12番	谷口整	委員

1. 欠席委員 なし

1. 宇治田原町議会委員会条例第18条の規定により会議事件の説明のため出席を求めるものは次のとおりである。

副町長	山下康之君
都市整備政策監	星野欽也君
総務担当理事	奥谷明君
建設事業担当理事	垣内清文君
総務課長	青山公紀君
総務課課長補佐	田村徹君
総務課課長補佐	西尾岳士君
企画財政課長	村山和弘君
企画財政課課長補佐	中地智之君
税住民課長	廣島照美君
建設環境課長	谷出智君
建設環境課課長補佐	石田隆義君
まちづくり推進課 課長補佐	下岡浩喜君
まちづくり推進課 課長補佐	岡崎一男君
産業観光課長	木原浩一君
産業観光課課長補佐	廣島尚夫君
産業観光課課長補佐	植村和仁君
上下水道課長	清水清君
会計管理者兼会計課長	長谷川みどり君

1. 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長	矢野里志君
庶務係長	太田智子君

開 会 午前10時00分

○委員長（藤本英樹） 皆さん、改めましておはようございます。

本日は、総務建設常任委員会を招集いたしましたところ、皆様方にはご出席をいただき、誠にありがとうございます。

本日の委員会は、3月6日の開会日に上程され付託されました5議案、所管事項報告につきまして、お手元に配付しておりました日程表により審査を行うことといたします。

また、町当局よりの資料につきましても、お手元に配付しておりますので、ご確認願います。

付託議案につきましては、委員各位の慎重な審査をお願いいたします。

本日の委員会において、不適切な発言等がありました場合には、委員長において精査を行うことといたします。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤本英樹） ありがとうございます。

ここで、理事者より発言を求められておりますので、これを許します。山下副町長。

○副町長（山下康之） 皆さん、改めましておはようございます。

本日は、3月定例会開会中におきます総務建設常任委員会を開催いただきまして、誠にありがとうございます。藤本委員長、また山本副委員長のもと、各委員の皆さんにはいろいろとお世話になりますけれども、どうぞよろしくお願ひ申し上げたいと思います。

いよいよもう3月も半ばに近づいてまいりますと、日ごとにだんだん春のそういった状況が変わってくるような状況でございますけれども、本当に昼間になりますと暖かくなり、まだまだ夜と、また朝についてはまだ寒さの厳しいようなときもございます。そういうような温度差の非常に激しい時期でもございますので、委員各位におかれましては、まずはお体には十分ご自愛いただきたいというように思うところでございます。

また、議会のほうでも本町の町長と議長とで、ロシアの軍事侵攻に伴う抗議デモを行っていただいたところでございますが、今、まだなおなかなか至っていないところでございますけれども、どうか我々も本当に平和な協議ができるように、本当に祈っているところでございます。

また、今日は3月11日ということで、東日本大震災が起こってから丸11年ということで、月日の経つのは早いものでございますけれども、本当にたくさんの方々が命を落とされ、まだなお行方不明の方がおられます。また、避難されている方が3万8,000人ほどおられるというようなことを聞いておりまして、本当に亡くなられた

方に対してはご冥福をお祈りし、また、そういった避難されている方にもお見舞いを申し上げますとともに、一日も早く今までどおりの生活が戻るようにお祈りするところでございます。そういったことから、いつ何どきそういったことが起こるか分かりませんので、しっかり本町も防災の意識についてはしっかりと認識を高めゆく中で、日頃からしっかりとした体制を構築していきたいというふうに思っているところでございます。

また、コロナにつきましても、今、3回目のまん延防止等重点措置が延長されまして、この3月21日までと言われておりますけれども、本当に早く収束を願うところでございますけれども、感染予防の啓発はしっかりしているものの、なかなか収まらず、ちょっと先が見えない状況でございます。今日の宇治田原町では、昨日の段階では0人ということを知っておりましたので、本日の発表はなかったところでございます。去年の9月に65人の方が感染されたということを委員会のたびにご報告申し上げてきましたが、現在329人、トータルで申し上げたら感染されたということで、今年になって264名の方が、それだけ二月余りの間に宇治田原町でも感染されたということで、本当に早く何とか収束を願うところでございます。

そうしたことから、2月5日から3回目の予防接種をさせていただきまして、皆様方ご理解のもとで、順次接種にご協力をいただきまして、今現在で、聞いておりますと65歳以上の3回目の接種の対象者に対しては、本町では87.54%の接種ができたということです。また、18歳以上の3回目の接種の対象者に関しては34.96%ということで、京都府から見ますとかなり宇治田原町は上位の中で接種が終わっているというようなところでございます。引き続き町としても感染予防にしっかり力を入れていきたいと、このように思っているところでございます。

また、こういう季節でございますので、非常に火災が心配されるわけでございますけれども、せんだつても緑苑坂の法面の雑草火災が発生し、いち早く消火いただきました。昨日も立川の小導寺、糠塚の奥でございますけれども、民家が全焼したということで、今朝から現場検証していただいておりますが、いずれにいたしましても、火の取扱いには十分ご留意をいただいておりますように思うところでございます。

そうした中、今日は総務建設常任委員会の中で付託議案の審査を5件お願いしているわけでございますけれども、また、後ほど提案説明をさせていただきまして、また皆さん方にご理解をいただく中で、どうぞご可決を賜るようお願いしたいところでございます。

また、各課の所管事項がまちづくりの推進課のほうと、産業観光課のほうからの報告もさせていただきますので、どうぞよろしく願い申し上げまして、開会に当たりましての挨拶とさせていただきたいと思います。どうぞよろしく願います。以上でございます。

○委員長（藤本英樹） ありがとうございます。

ただいまの出席委員数は6名でございます。定足数に達しておりますので、直ちに本日の総務建設常任委員会を開きます。

これより、議事に入ります。

日程第1、付託議案審査について。

まず、議案第14号、宇治田原町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を制定するについてを議題といたします。

当局の説明を求めます。青山総務課長。

○総務課長（青山公紀） それでは皆様方、改めまして、おはようございます。

総務課所管の議案第14号、宇治田原町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の概要につきまして、議案第14号の資料をもってご説明をさせていただきたいと思います。

まず1点目、趣旨でございますけれども、町職員の妊娠・出産・育児等と仕事の両立を図るというところで、令和4年4月1日に施行される人事院規則の改正による国家公務員に係る育児休業等の取得の要件の緩和というところでございます。その措置と同様の措置を町職員においても講じるというところで、改正をさせていただきたいと思っております。

次に、2点目、その改正内容でございますけれども、非常勤職員の育児休業等の取得要件緩和ということで、いわゆる会計年度任用職員さんの育児休業の取得要件の緩和というところでございます。

これまでは育児休業及び部分休業ということで諸条件がありまして、その中で引き続き在職した期間が1年以上という要件がうたわれております。その1年以上という要件を撤廃するというので、1年未満でも育休は取得できるように改正をしたいと思っております。

それと2点目でございます。

育児休業が取得しやすい勤務環境の整備ということで、なかなか育児休業を取られる方、男性に対しても少ないというような状況でもございますので、そういった職員に対

する育児休業に係る研修の実施、それと育児休業に関する相談体制というところで、育児休業に対するいろいろな周知徹底を図るというところの改正をさせていただきたいと考えております。

施行日につきましては3番目、令和4年4月1日からの施行ということで予定をしております。簡単ではございますけれども、以上でございます。

○委員長（藤本英樹） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。上野委員。

○委員（上野雅央） 1点だけお聞きしたいんですけれども、今現在、男性職員さんの育児休業を取られた方のパーセントというのか、何人ぐらいか、分かりますでしょうか。

○委員長（藤本英樹） 青山課長。

○総務課長（青山公紀） 現状では、今男性の方、取られている、取られた方はおりません。少し以前には部分的な育児休業的なところは取られたことはありますけれども、長期にわたっての休業はない状況でございます。

○委員長（藤本英樹） 上野委員。

○委員（上野雅央） これから男性の方も育児休業、取りやすい環境づくりをこれから整備されるということですが、重ねて育児休業の取得しやすい環境づくりに努めていっていただきたいと思います。以上です。

○委員長（藤本英樹） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤本英樹） ないようですので、質疑はこれにて終了いたします。

討論、採決に入りたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤本英樹） 異議なしと認めます。

議案第14号の討論を行います。

直ちに討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤本英樹） 討論なしと認めます。

直ちに採決に入りたいと思います。原案に賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（藤本英樹） 挙手全員。よって、議案第14号、宇治田原町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を制定するについては、原案どおり可決すべきもの

と決しました。

次に、議案第17号、宇治田原町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を制定するについてを議題といたします。

当局の説明を求めます。青山総務課長。

○総務課長（青山公紀） それでは、続きまして議案第17号ということで、宇治田原町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の概要につきまして、議案第17号の資料をもって説明をさせていただきたいと思っております。

まず、趣旨といたしましては、年金制度の機能強化のためということで、国民年金法等の一部を改正する法律の公布に伴いまして、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律の一部が改正をされまして、本町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正させていただきたいと思っております。

改正内容につきましては、2番目ですけれども、傷病補償年金又は年金である障害補償若しくは遺族補償を受ける権利を担保として、これまで株式会社日本政策金融公庫とか沖縄振興開発金融公庫の貸付けがなされておりましたけれども、この貸付けが令和4年3月31日をもって廃止されるというところがございます。そのことから、本条例に規定しております第3条第2項のただし書ということで、当該公庫に担保を供する場合はこの限りでないというただし書の条文を削除させていただきたいというものでございます。

これにつきましても、施行期日が令和4年4月1日からということで考えております。簡単ではございますけれども、以上でございます。

○委員長（藤本英樹） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤本英樹） ないようですので、質疑はこれにて終了いたします。

討論、採決に入りたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤本英樹） 異議なしと認めます。

議案第17号の討論を行います。

直ちに討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤本英樹） 討論なしと認めます。

直ちに採決に入りたいと思います。原案に賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

- 委員長(藤本英樹) 挙手全員。よって議案第17号、宇治田原町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を制定するについては、原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第18号、宇治田原町個人情報保護条例の一部を改正する条例を制定するについてを議題といたします。

当局の説明を求めます。村山企画財政課長。

- 企画財政課長(村山和弘) それでは、議案第18号、宇治田原町個人情報保護条例の一部を改正する条例を制定するにつきましてご説明を申し上げます。

議案の第18号資料をご覧いただきたいと存じます。

まず改正の趣旨でございますが、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の規定に伴いまして、所要の改正を行うものでございます。

法律の施行期日を定める政令が公布されまして、令和4年4月1日と定められたことから、今般提出をさせていただいているところでございます。

2の改正内容でございますが、ちょっと新旧対照表とも併せてご覧いただきたいというふうに思いますが、第2条第1項第2号中の個人識別符号の意義を示す部分にあります「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」が廃止されますことから、その引用箇所につきまして、「個人情報の保護に関する法律」に改正するものでございます。

施行日につきましては、令和4年4月1日から施行するものでございます。以上、説明とさせていただきます。

- 委員長(藤本英樹) 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 委員長(藤本英樹) ないようですので、質疑はこれにて終了いたします。

討論、採決に入りたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 委員長(藤本英樹) 異議なしと認めます。

議案第18号の討論を行います。

直ちに討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（藤本英樹） 討論なしと認めます。

直ちに採決に入りたいと思います。原案に賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（藤本英樹） 挙手全員。よって議案第18号、宇治田原町個人情報保護条例の一部を改正する条例を制定するについては、原案どおり可決すべきものと決しました。

以上で、ただいま出席の所管分に係ります付託議案審査を終了いたします。

これで、日程に掲げておりますただいま出席の所管分の付託議案審査を終了いたしますが、その他、委員から何かございましたら挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤本英樹） ないようでしたら、当局から何かございませんか。山下副町長。

○副町長（山下康之） すみません、ちょっと私、冒頭のご挨拶のときに、今日は東日本大震災から丸11年ということで申し上げましたけれども、一応、議会運営委員会のほうでもご報告申し上げましたけれども、町のほうといたしましては、国旗、町旗を半旗にいたしまして、午後2時46分に黙禱と、それとまた本町との災害応援協定を結んでいる市町と情報交換の伝達訓練を行いたいと思っております。以上でございます。

○委員長（藤本英樹） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤本英樹） ないようですので、これで、ただいま出席の所管課に係る事項を終了いたします。

ここで暫時休憩をいたします。

休 憩 午前10時18分

再 開 午前10時20分

○委員長（藤本英樹） それでは、休憩前に引き続き会議を始めます。

建設事業関係所管分に係る事項について進めます。

まず、議案第20号、宇治田原町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を制定するについてを議題といたします。

当局の説明を求めます。谷出建設環境課長。

○建設環境課長（谷出 智） 失礼いたします。それではご説明申し上げます。

議案書及び議案資料を併せてご覧ください。

議案第20号、宇治田原町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて、主たる改正内容といたしましては、近年増加する身寄りのない単

身高齢者が、連帯保証人を確保できないことを理由に町営住宅に入居できない状況になることのないよう、連帯保証人を不要とするものでございます。ただし、入居者の安否確認や事故等の安否確認のために条例施行規則のほうで、新たに緊急連絡先人を届けるように規定いたします。しかし、これが入居要件として新たな足かせになることのないよう、個別事情に柔軟に対応したいと考えております。

他の改正内容といたしましては、民法の改正によりまして、法定利率が市中金利動向に合わせ変動する仕組みが導入されましたので、不正行為等により明渡請求時の適用利率を法定利率とする旨の改正及びその他関係法令の改正等によりまして、引用条項の改正等を行うものでございます。以上、よろしくご審査賜り、ご可決いただきますようよろしくお願い申し上げます。以上でございます。

○委員長（藤本英樹） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。上野委員。

○委員（上野雅央） 一つ質問なんですけれども、今の入居率、町営住宅の、分かるようでしたら。

○委員長（藤本英樹） 谷出課長。

○建設環境課長（谷出 智） 現在、住宅の戸数といたしましては37戸ございます。馬道住宅、岡之藪住宅、天皇住宅でございます。馬道住宅につきましては、現在空き家になっておりますが、来年度、こちらにつきましては解体の予定をさせていただいております。岡之藪住宅につきましては1戸空きがございます。天皇住宅も同じく空きが1戸ございます。ですので、率でいきますと……。

（「結構です」と呼ぶ者あり）

○建設環境課長（谷出 智） よろしいですか。そういう状況になっております。以上でございます。

○委員長（藤本英樹） 上野委員。

○委員（上野雅央） ありがとうございます。結構です。

○委員長（藤本英樹） ほかにございませんか。原田委員。

○委員（原田周一） 先ほどの説明で、身寄りがないと言ったらおかしいですけども、そういった方に緊急連絡人のということの説明があったと思います。そのときに、例えばこの資料の明渡しのところを読んだときに、不正の行為で入居、ここの部分はよく分かるんですけども、その後の家賃を3カ月滞納したとかいうことがありますね。こういったときに、今回、連帯保証人は不要ということなんですけれども、緊急連絡人にそ

ういった部分が及ぶことがあるのかどうか、滞納した場合に、その辺りはどう考えますか。

○委員長（藤本英樹） 谷出課長。

○建設環境課長（谷出 智） あくまでも緊急連絡先さんにつきましては、緊急時の連絡先というような定義付けでございますので、家賃の滞納が発生したと、それをもって緊急連絡先さんにそういうふうなのは及ぶことはない、ご連絡もしませんし、家賃をどうかしてくれというようなお話もさせていただくことはございません。以上です。

○委員長（藤本英樹） 原田委員。

○委員（原田周一） そういう意味では、この住居要件というか、そういうのはやはり生活弱者といわれるような方だと思いますので、今のような対応であれば、このまちにふさわしい、ハートのまちにふさわしいような対応だと思いますので、ひとつ、やっぱりそういうことがないように、確かにないようによろしくお願ひしたいと思います。

○委員長（藤本英樹） ほかにございませんか。谷口委員。

○委員（谷口 整） 今の原田委員の質問に関連して、確かにこれ、連帯保証人を外すということは非常に借りやすくなって、その部分はいいんですが、逆に滞納等発生したときのリスクヘッジは、それはどういうふうにされるんですか。

○委員長（藤本英樹） 谷出課長。

○建設環境課長（谷出 智） まず現在の状況といたしまして、これまで様々な事情で滞納されていた方ございます。ただ、実際の運用といたしましては、連帯保証人さんのほうに家賃の請求に行ったという事例がございません。あくまで担当のほうでご事情のほうをいろいろ聞き取り、家賃収納につきましてご相談に乗る中で、悪質な滞納というか、3カ月以上の滞納とかは発生したということはございません。今後においてもそうした住民の方とのコミュニケーションをしっかりとっていく中で、悪質な方につきましては退去であったりとか、毅然とした対応の措置を講じていくとともに、特別な事情がある方につきましては、民生部局とも連携する中で、その事情に応じた減免であったりとか、そういったことでしっかり収納を確保していくというふうを考えております。以上でございます。

○委員長（藤本英樹） 谷口委員。

○委員（谷口 整） 今のお話ですと、今までも3カ月以上のそういう滞納はなかったと。特に悪質——悪質という言葉は言い方がおかしいかもしれませんが、そういった事案もなかったの、別に連帯保証人がいなくても全く支障はないと、そういうことで

よろしいんですか。

○委員長（藤本英樹） 谷出課長。

○建設環境課長（谷出 智） すみません。リスクヘッジという意味におきまして、先ほどこちよつと言い忘れたんですけれども、敷金として家賃の3カ月分のほうを前にいただいておりますというのもございます。そういったことも併せて活用する中で、あくまでもしっかりその住民の方と収納について話をしていくと、コミュニケーションを取っていくというところで、これからも悪質な滞納、3カ月以上の滞納であったりとか、そういうのが発生しないように頑張っていきたいというふうに考えております。以上です。

○委員長（藤本英樹） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤本英樹） ないようですので、質疑はこれにて終了いたします。

討論、採決に入りたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤本英樹） 異議なしと認めます。

議案第20号の討論を行います。

直ちに討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤本英樹） 討論なしと認めます。

直ちに採決に入りたいと思います。原案に賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（藤本英樹） 挙手全員。よって議案第20号、宇治田原町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を制定するについては、原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第21号、指定管理者の指定について（森林総合利用施設（末山及びくつわ池自然公園））を議題といたします。

当局の説明を求めます。木原産業観光課長。

○産業観光課長（木原浩一） それでは失礼いたします。

議案第21号、指定管理者の指定について（森林総合利用施設（末山及びくつわ池自然公園））を説明させていただきます。

現指定管理者である郷之口生産森林組合の指定期間が令和4年3月31日に満了することから、地方自治法第244条の2第3項の規定により、指定管理者を指定するため、

同条第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。令和4年からのくつわ池自然公園の指定管理者を公募したところ、4団体から申請があり、書類審査及びプレゼンテーションを聴取し、総合的に評価した結果、須河車体株式会社が評価点数の最上位でありましたので、同社を指定管理者に指定するため議決を求めるものでございます。

なお、指定期間につきましては、他の宇治田原町公の施設の指定管理者の指定期間満了日に統一するため、令和6年3月31日までとしております。

それでは、資料の1ページをご覧くださいと思います。

くつわ池自然公園の指定管理業務等事業計画書の概要をご覧ください、説明させていただきます。

まず最初に、3番の基本方針でございます。

魅力ある宇治田原町を代表する自然・交流・観光拠点として「人が繋がり、未来を育む“総合アウトドア施設”」の運営を実現します。

経営方針といたしましては、お客様第一主義で、「また来たい」と思っていたくために、お客様の声を大切にすることや、キャンプが初めての方でも安心して遊べ、楽しめる施設づくりをします。

次に運営方針としては、くつわ池自然公園は保健保安林の指定を受けていることもあり、やすらぎや憩いの場として健康増進に寄与し、日常的・多目的に利用できる公園の設備・充実や、地域住民にとって非常時の避難場所などの様々な機能を有する重要な拠点とすることも念頭に入れ運営をいたします。

また、新名神インターチェンジの最寄りの公園として、魅力ある観光拠点となるよう集客力を強化する取組を実施いたしますということでございます。

次に2ページのほうをご覧くださいと思います。

運営管理体制につきましては16名のスタッフにより業務に当たります。

安全管理、緊急時の対応等については、作成したマニュアルに基づき必要な措置を取り、スタッフには緊急救命講習を定期的に受講させるなど、緊急、応急時の対応を行うものです。

また、再整備計画として、別紙議案第21号の追加資料としてカラー版のやつをお配りさせていただいております。それをご覧くださいと思います。

この中で赤い部分が今回の指定管理エリアでございます。

右の下から01 Lakeフォレストフィールド、02 Skyフィールド、03

F o r e s tフィールド、04 遊歩道・ハートの展望台でございます。ここで04の遊歩道・ハートの展望台のところにつきまして、図面の中の4と書いているところの左横の青線の囲いが左の赤の指定管理物件のところまで青線で囲っていませんので、大変申し訳ございませんが、お詫び申し上げます。04の横の青い線の、その横に赤い物件が2つございます。それを青い線で囲っていただきたいと思います。

それでは、図面の03の緑の線で囲っている中の茶色い四角の部分をご覧くださいと思います。これについては自主事業、農業体験ゾーンとして、02の緑色の四角の部分については自主事業、グランピングサイトとして、01の池のくつわ池、木道、水辺の散策道と釣り体験を自主事業として実施されます。いずれも指定管理物件区域外での実施を計画されています。それぞれの内容としては、次の4ページから7ページに記載させていただいております。またご覧いただきたいと思います。

令和4年度の指定管理部分と、次に最終の8ページをご覧くださいと思います。

令和4年度の指定管理部分と自主事業の収支計画を掲載しております。

指定管理部分の差引収入として20万円となります。自主事業分の差引収入が93万円となり、令和4年度の収支差額合計は113万円の増額を見込んでいます。

以上で、森林総合利用施設（末山及びくつわ池自然公園）指定管理者の指定についての説明とさせていただきます。以上、ご審査いただき、ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○委員長（藤本英樹） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。榎木委員。

○委員（榎木憲法） 今、説明のありました2ページの真ん中の表あたりで、採用人数の3、米印が表の欄外に書いてあるんですけども、うち2名はおもてなしやアウトドア施設に精通した職員を配置というふうに書かれているんですけども、これはちょっと気になることとしましては、例えば郷之口生産森林組合の方が1名ぐらい入っていただけるとか、そのようなことがあるのかないのかはどうなんでしょうか。

○委員長（藤本英樹） 廣島補佐。

○産業観光課課長補佐（廣島尚夫） お答えします。

現在、くつわ池の自然公園のほうで指定管理物件の管理をいただいている指定管理の方、従事者は2人おられるんですけども、町外の、郷之口区域外の方ばかりですので、今現在、郷之口の方を採用できるように、指定管理者のほうで公募というか、応募に向けて調整をされているというふうに伺っております。以上です。

○委員長（藤本英樹） 榎木委員。

○委員（榎木憲法） 安心しました。やはりいろいろと経験のある方、知っておられる方が絶対必要ではないかと思いましたが、以上で質問を終わります。

○委員長（藤本英樹） ほかにございませんか。原田委員。

○委員（原田周一） 今の2ページの人員のところ、人員及び事務の分掌という、このところ、分掌のほうは分かるんですが、人員をこう置いていますと、大体これで全部足すと16名ぐらいになるんですね。当然、専任の業務ではないとは思いますが、この16名ということになりますと、この収支計画書の人件費で金額が1,600万円ですね。この金額を見ますと、その16名の人件費ということで考えると、どう理解したらいいんでしょうか。あるいは専従者というんですか、というのが、例えばほんの2名とか3名とかいうような形での人件費をこれは見られているのか。あるいは16名全部がこの1,630万円で賄えるのかどうか。その辺りどうなんですか。

○委員長（藤本英樹） 廣島補佐。

○産業観光課課長補佐（廣島尚夫） お答えします。

16名全ての人件費が1,600万円ということではございませんで、例えば総括長でございますと本社のほうの業務もございまして、一部兼ねておられるという認識をいただいたらどうかと思います。あと、総括長以外につきましては1,630万円の中で雇用のほうをされるというふうに伺っております。以上です。

○委員長（藤本英樹） 原田委員。

○委員（原田周一） 今、統括長、これは須河車体の社員さんで、恐らく須河車体の仕事という意味ですね、今の話で、兼任と。そうすると、この指定管理というんですか、このくつわ池を運営するスタッフというのは、この16名のうち専任は何人ですか。

○委員長（藤本英樹） 廣島補佐。

○産業観光課課長補佐（廣島尚夫） 表のほうにございますように、係長と係員さんについては指定管理の830万円の指定管理部分で管理をいただくというふうに伺っております。あと、自主事業につきましては、今後事業の計画等いろいろございますので、自主事業分として雇用されると。ですので自主事業、今後、指定管理での雇用人件としては通常7名から8名というふうに考えておるところです。以上です。

○委員長（藤本英樹） 原田委員。

○委員（原田周一） 今のお答えですと、そういう意味では実際従事するのは係長1名と係員の6名というような答えみたいですが、それで合計7名。7名にしても年間

1, 630万円の人件費では賄えないのかなという気がするのと同時に、逆に言えばそれ以外の方、16名のうちの専任の7名、今のお答えがそのままだったとしても、それ以外の方は、極端に言ったら片手間と言ったら怒られますけれども、そういった形の関わり方かなというような、ちょっと印象を受けたんですけれども、その辺りどうなんでしょう。

○委員長（藤本英樹） 廣島補佐。

○産業観光課課長補佐（廣島尚夫） 確かに専従ということで、24時間ずっと張りつわけではございませんので、そのへんの方については。

○委員長（藤本英樹） 暫時休憩します。

休 憩 午前10時43分

再 開 午前10時43分

○委員長（藤本英樹） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。星野政策監。

○都市整備政策監（星野欽也） 先ほど、若干廣島の言っていたことが向こうの申請と異なりますので、いま一度最初からさせていただきます。

まず総括長は基本、常時ということでございます。ただ、総括長については常時勤務されますけれども、当然須河車体の常務でもあるということもありまして、この辺りは給与的に全部が全部賄われているわけではないということでございます。その他、常時の方は総務部長、経理部長、それから係長は週3日単位のシフトでございます。それと係員6名については、これも週3日単位のシフトでございます。なので、実際には係員が3名、係長が1名、総務部長、経理部長ということで、トータル6ということでございます。

ただ経理部長につきましては、経理部長、それから総務部長につきましては、須河車体のほうで仕事をしておりますので、常時とはいうものの、全てが全てそういう形ではございませんので、須河車体のほうで出されるということで、実際にはこの1,600万円についてはほぼ4名分の給料になるということでございます。以上でございます。

○委員長（藤本英樹） 原田委員。

○委員（原田周一） ありがとうございます。

ほぼ4名で1,600万円、大体400万円ぐらいということで、まあそれなら妥当かなという感じはします。ただ、これだけのスタッフでこのくつわ池を運営していくと。あくまでほかの方はスタッフとしてサポートしていくということだと思っんです。その

うも当然報告があったと思いますが、まず何が問題になってどういう議論がされた、その辺の報告をまずいただきたいと思います。

○委員長（藤本英樹） 廣島補佐。

○産業観光課課長補佐（廣島尚夫） 郷之口生産森林組合の総会におきまして、組合員さんよりくつわ池、下の池の埋立てに関する事、それと令和4年度からの公園の民間指定管理について、もう少し丁寧な説明会を実施するとか、丁寧な説明をしてほしかったという要望がございました。あと、令和4年度以降に新たな指定管理者の方でどういう事業を展開されていくのかということも質問されたというふうに伺っております。組合の理事様のほうから、4月以降に組合員さん向けの説明会を開催いたしまして、もう少し今後は丁寧な説明をしていきたいというふうに回答されたように伺っております。

今まで指定管理に関する事で理事さん辺りも丁寧な説明はできていなかったものの、今まで十分協議もされてやってきたことであるということから、総会のほうでは一定組合員様は理解されたというふうに組合長より伺っております。以上です。

○委員長（藤本英樹） 谷口委員。

○委員（谷口 整） 私も仄聞している話と同じような内容ですね。特にいろいろな思いを持っていろいろな話が出たと。それぞれ組合員さんの思いがあって出たということなんですけれども、特に27ヘクタールある、この今の公園のうち、なぜ3ヘクタールだけが指定管理なんだと。残りの24ヘクタール、これについてはどうなんだということも一定出ているというふうに伺っております。

私もこれ、以前から委員会でも27ヘクタール全部が本来指定管理に回すべき物件だろうということは申し上げてきましたけれども、いろいろな事情で3ヘクタールのみが指定管理だと。残りの24ヘクタールは郷之口生産森林組合と今度受けられる——具体的に言えば須河車体——との協議の中で自主事業でやっていくんだということで、今、動いているので、その辺りについては、結論で言えば先般の郷之口生産森林組合の総会では、一応了とするということだと聞いておりますが、ただ、27ヘクタールの内訳、24ヘクタール、残りの3ヘクタールの関係については、今後また組合員の皆さんにきちっと説明をしていくということを言われているというふうに聞いているんですけれども、まずそれはそれでよかったんですね。

○委員長（藤本英樹） 廣島補佐。

○産業観光課課長補佐（廣島尚夫） そのとおりでございます。

○委員長（藤本英樹） 谷口委員。

○委員（谷口 整） 今回こういう形で須河車体さんが入られて、従前とは全く発想を変えて、新しい形の自然公園を運営されていかれるので、非常に町にとっても、郷之口生産森林組合にとっても非常にいい話だと思うので、ただ、冒頭に言いましたように、まだ組合員さんの間ではすっかりと了解したということではなく、ちょっと一定まだくすぶっている部分もあるように聞きますので、その辺りについては町のほうが出て行って説明する話ではないですが、生産森林組合の中で一定皆さん、100%了解ということはありませんとしても、少なからず、多くの方が今回こういう形になってよかったなどというふうに納得していただけるように、町のほうもそれなりのアドバイス等はしてもらわなければいけないのかなと思うんですが、その辺りはどうでしょうか。

○委員長（藤本英樹） 垣内理事。

○建設事業担当理事（垣内清文） まさしく今、谷口委員がおっしゃられたとおりで、まづもっては、今、生産森林組合さんの中でいろいろとお話、ご議論されている中身については、生産森林組合の中でお整理いただきたいというふうに我々は思っております。ただ、ほったらかしということは当然ございません。我々のほうも生産森林組合さんのサポートをすると。

まさしくこのくつわ池は宇治田原町と郷之口生産森林組合の共同での、いわゆる保健保安林という、先ほど木原課長も説明しましたように、全体が保健保安林というレクリエーション事業を主にやっというふうな広い公園という位置づけにございますので、これからも我々がそういうふうなサポートをさせてもらいながら、当然組合員さんのご理解をいただいた上になりますけれども、新たに指定管理業者となるこの須河車体さんのほうが、我々の指定する管理範囲だけでなく、全体的に広く森林浴とか、それから住民さんとかいろいろな他市町から来られる方のレクリエーションに充てていながら、宇治田原町に親しんでいただいて、ひいては町の観光、それから宇治田原町の名声を売っていただくような、そういった拠点になればというふうに我々は思っておりますので、これからもその辺のサポートはしていきたいと考えております。

○委員長（藤本英樹） 谷口委員。

○委員（谷口 整） 今、理事が言われたように、まさに宇治田原町の観光の一つの拠点でもありますので、今後、このくつわ池の自然公園については、今のところ町のほうが施設を整備した3ヘクタール、これについて指定管理に出すと。残りの24ヘクタールはもう自主事業でやってもらうという、ちょっと悪い言い方をすれば中途半端なやり方ではあると思うんですが、将来的にこれ、今補助金をもらっていろいろ整備をしてきた

関係があるので、補助金の適化法の関係で、最長8年間は処分することができない。それは分かりますので、今後8年、10年の間にこのくつわ池の自然公園、これの在り方についても、町の関わり方ですね、これについても一定整理をしていかなあかんのかなと思うんですけれども、その辺りはどうでしょうか。

○委員長（藤本英樹） 垣内理事。

○建設事業担当理事（垣内清文） 当然適化法、今お話あったように、町として施設整備をしたということですから、町の責任において指定管理を行っているのが当然、現状でございます。ただ今後、例えば自主事業が発展するとか、生産森林組合と民間事業者のほうでいろいろな形で事業展開をされて、それこそそこが育っていけば、我々のほうもだんだんと縮小できるのかなというふうには、その辺りは思っております。ただ、今の段階でなかなか先の話をするのは難しいところでもございますので、今後生産森林組合と協議を続けながら、そうした民間企業がうまく、先ほど言いましたように観光の拠点となるように発展いただければ、そちらのほうに今度は傾注していただければというふうに、それは期待をしております。

谷口委員が言われることもよく分かりますので、我々のほうもサポートはそのまましていきたいというふうに思っております。

○委員長（藤本英樹） 谷口委員。

○委員（谷口 整） 今、拙速にその結論を出そうとは私も思っておりませんが、やはり須河車体のほうがこのように非常にいい案を出していただいて、また、会社のほうのその地域に対する思いも含めて、いろいろな思いを持って、今後これを運営していただけるので、将来的には町の関わり、在り方、そこらを一定整理をして、郷之口生産森林組合と事業者がうまく事業を展開して行って、なおかつ郷之口生産森林組合にそれなりに実入りがやはり入ってくるということにすべきだというふうに私は思いますので、その辺りについてもう少し時間をかけて、一定整理をしていただきたいということは申し上げておきます。以上です。

○委員長（藤本英樹） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤本英樹） ないようですので、質疑はこれにて終了いたします。

討論、採決に入りたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤本英樹） 異議なしと認めます。

議案第21号の討論を行います。

直ちに討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(藤本英樹) 討論なしと認めます。

直ちに採決に入りたいと思います。原案に賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○委員長(藤本英樹) 挙手全員。よって議案第21号、指定管理者の指定について(森林総合利用施設(末山及びくつわ池自然公園))は、原案どおり可決すべきものと決しました。

以上で、ただいま出席の所管分に係ります付託議案審査を終了いたします。

さきの審査と併せて、以上で、今回、総務建設常任委員会へ付託されました5議案の審査を終了いたしました。

この審査の結果につきましては、総務建設常任委員会委員長名をもって、委員会報告書を議長宛てに提出させていただきます。

以上で本委員会に係ります付託議案審査を終了いたします。

ただいま審査いただきました付託議案について、3月29日の本会議において討論される方は、討論通告書を3月25日金曜日午後5時までに、議長宛て提出してください。

日程第2、各課所管事項報告についてを議題といたします。

まず、まちづくり推進課所管の「新しい地域公共交通」に係る説明会の概要について説明を求めます。岡崎まちづくり推進課課長補佐。

○まちづくり推進課課長補佐(岡崎一男) ご報告申し上げます。

右肩に総務建設常任委員会資料、まちづくり推進課と書いてございます、裏表2枚ものの資料のほうをご覧ください。

地域公共交通会議に諮りつつ、また町議会のほうにも、都度ご説明の上構築を進めてまいりました「新しい地域公共交通」についてですが、ここの表に記載のとおり、大きく2つの内容について住民説明会を開催させていただきました。

それぞれ会議の当日の資料につきましては、事前に議員各位にも配付させていただいたところがございます。

まず1つ目といたしまして、町営バスの再編に向けた説明会。こちらのほうは従前よりご説明を申し上げております、本年10月からを目途に進めております、ルート、ダイヤの再編と有償化に係る説明会でございます。

2月18日の金曜日、21日の月曜日、現行の無償の町営バスのルートにつきましては北・南ルートと、火・金曜日のみ走っております高尾ルートというのがございますが、それぞれその時間帯に配慮して、2回に分けて開催をさせていただきました。2回とも同じ内容でございます。

総合文化センターのほうで開催をさせていただきまして、内容といたしましては、現在の町内の地域公共交通の現状、それから再編に向けた経緯・方向性、有償化についての理解を求める旨を説明させていただきました。

右側、2つ目、予約型乗合タクシー実証運行利用体験説明会のほうでございますが、こちらのほうは昨年からは奥山田区、湯屋谷区、両区の地域住民の方、区役員の方のご協力のもと、説明、ご理解を進めていただきまして、3月1日火曜日からは実際に運行を開始いたしました予約型乗合タクシーの直前に、実際にそれを利用される、主に高齢者等、利用者等の方を対象に、その運行事業者に来ていただきまして、コールセンターの模擬予約体験等、実際の車両掲示等をしてしながらご説明を差し上げたものです。午前中は奥山田会館のほうで、午後からは湯屋谷会館のほうで開催をさせていただきました。

ちなみに、現在の利用登録の事前に登録をいただいた方に利用登録者証というのを交付させていただいておりますが、開始3月1日までの段階で、奥山田区のほうから約200名の方、人口といたしますか、奥山田各区の人口で割りますと約8割の方から、湯屋谷区のほうは約100名の方、約2割5分の方からの事前登録をいただきまして、その後も随時申請をいただいている状況でございます。

次に、主な意見・内容でございます。

町営バス再編説明会につきましては、有償化を行うと、今まで無償化であったものを有償化をするということに対する乗車料金の金額でありましたり、使用頻度の高い方への優遇策、負担軽減策、また、大きな変化になりますことから、地域での説明の場を設けること、今後も引き続き設けること等についてのご意見をいただきました。

町からは、これらのご質問に対しまして、運賃負担軽減に向けた定期券等の検討をもちろん行ってまいり、また、4月以降に対象地域での説明を重ねる旨をご説明差し上げたところでございます。

乗合タクシーの利用体験説明会につきましては、先ほど申し上げたとおりです。

下のほうに写真のほう掲載しておりますが、いずれもコロナウイルスの感染症対策のため、十分に配慮して開催したところでございます。

続いて裏面をご覧ください。

当面の流れでございますが、先ほども申し上げましたように、3月1日火曜日から湯屋谷区、奥山田区での予約型乗合タクシー、うじたわL I K E ・タクシーの実証運行を開始しております。期間は9月30日までの7カ月間となっております。なお現在、約10日間程度運行から経過いたしました。現状、山城ヤサカ交通運行業事業者のほうから報告を毎日受けておりまして、現状の利用状況といたしましては、平日1日約1名から2名の方が使用されている。この間、休日が2日間ございましたが、休日の利用はなかったというように聞いております。

そして3月18日、今度の金曜日ですけれども、第15回の地域公共交通会議を開催いたします。乗合タクシーの報告でありましたり、10月以降の町営バス再編ダイヤの骨子案についてご協議をいただく予定です。また、4月1日広報では、2面程度使いまして、公共交通に関する大きな周知記事のほうの掲載を予定しており、新しい年度に変わります。4月以降、法定協議会の設置でありましたり、協議をもちろん継続していく。10月に向けて協議を継続していきながら、ご意見でもありましたように町営バス再編計画の住民周知、また、始まっておりますタクシーの実証運行の実態調査等進めながら、10月に向け、またご報告をさせていただきながら進めてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。以上です。

○委員長（藤本英樹） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。原田委員。

○委員（原田周一） 1点だけなんですけど、この乗合タクシーのほうなので、あまり声はないのかなと思うんですけども、町営バスのこの説明会に私も参加させていただきました。そのときに一番共通して出てきた声は300円の負担ということで、いろいろな意見を言われたように記憶しておるんですけど、その辺りのご理解というのは、この説明会に参加された方は皆さんご理解いただいたんでしょうか。

○委員長（藤本英樹） 岡崎補佐。

○まちづくり推進課課長補佐（岡崎一男） その方々がおっしゃったことに対して、私どもがお答えいたしましたのは、こちらに書いてございますように、当然利用頻度が高い方に対しては、定期券でありましたり、回数券、1日乗車券というのを発行していくと、そういったご説明は差し上げました。それに対してご理解、それについて今後も検討していくということについてのご説明を受けていただいたという形で、個人個人の方が、まだこれからどのようなご意見をお持ちになって、されるかわかりませんが、それについては今後の住民説明会等でも引き続き丁寧に説明してまいりたいと考えており

ます。

○委員長（藤本英樹） 原田委員。

○委員（原田周一） まだこの実証実験というんですか、始まったばかりなので、これからいろいろな意見が出てくるのではないかとは思いますが、やはり一番の目的は、やはり公共交通、これを残していくというのが一番の目的なので、そのことをやはり住民さんによく理解していただいた上で、これをうまく運営していくと、継続していくということが最も大事だと思いますので、その辺り、丁寧な説明、よろしく願います。

○委員長（藤本英樹） ほかに質疑のある方、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤本英樹） ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続きまして、新名神高速道路建設事業等の進捗状況について説明を求めます。下岡まちづくり推進課課長補佐。

○まちづくり推進課課長補佐（下岡浩喜） それでは、新名神高速道路建設事業等の進捗についてご説明申し上げます。

まず資料の1枚目、A4と2枚目のA3を併せてご覧ください。

新名神高速道路宇治田原町域の工事発注と進捗状況を示しております。

現在施工中の工事のみについてご説明申し上げます。

まず12月の報告以降の契約工事としましては、下段のほうですけれども、宇治田原インターチェンジ工事、大林組・銭高組・青木あすなろJVでの受注となっておりますが、これは宇治田原町から城陽市域まで約1.5キロメートルの区間で、切盛土量約220万立方メートルの土工事がメインの工事となっております。橋脚、橋台を約10基の築造、これはランプの部分になりますが、含まれております。2月末時点での進捗率は0.1%となっております。

続きまして継続の工事になりますが、高架橋工事としまして、宇治田原第一高架橋（鋼上部工）工事につきましては、IHIインフラシステムの受注となっておりますが、2月末時点での進捗率は22.5%となっております。

続いて宇治田原第二高架橋（PC上部工）工事ですが、大成建設の受注となっております。4車線分の連続ラーメン箱桁を施工中で、7径間接続後、6車線化工事に移る予定となっております。進捗は8.3%です。

続きましてトンネル工事ですが、宇治田原トンネル東工事、戸田建設の受注ですが、

上り線1, 162メートル、下り線932メートルの受注となっております。現在、上り線の1, 162メートルのうち639メートル、約55%ですが、掘削が完了しております。出来高は65%となっております。

続いて宇治田原トンネル東工事、その2工事というのが追加発注されました。これは戸田建設さんですが、トンネルの上下線の同時掘削により工事期間を短縮するために、(その2)工事が追加されております。

次に宇治田原トンネル西工事、鹿島建設受注の分になりますが、上り線821メートル、下り線991メートルの受注となっておりますが、現在下り線991メートルのうち395メートル、約40%の掘削が完了しており、進捗は14.7%となっております。

続きまして土工事についてですけれども、宇治田原工事、大林組の受注ですが、滋賀県境から禅定寺砂川までの土工事がメインの工事となっており、工事用道路としての宇治田原山手北線の舗装工事と宇治田原山手北線と大津市道幹2028号線を接続する跨道橋の築造工事なども、この工事に含まれております。現在、宇治田原山手北線の歩道、側溝、舗装工事などを施工中で、2月末の進捗は0.4%となっております。

次に、新名神高速道路へのアクセス道路の整備状況について説明いたします。

まず、宇治田原山手線につきましてですが、資料の3枚目、A3の宇治田原山手線整備事業(南バイパスから新市街地の1.4キロメートル区間)についての進捗をご覧ください。

図の左下の表に契約ベースの進捗率を示しております。

2月末時点で、工事費等は府と町の計画工事費、合計約17億3,000万円に対しまして、82.7%の契約となっております。現在施工中の工事につきましては、図中の赤丸のアルファベットで表しています。

東から順に、まず㊸ですけれども、宇治田原町の施工区間として、540メートルのうち約420メートルの道路築造工事で、既に路床、舗装工事が進んでおります。

㊹ですけれども、林道御林山線が山手線本線の下を横断することになりますので、それをボックスカルバートを設置する工事となっております。

㊺ですけれども、南上の山から立川伏谷までの間400メートルの土工事がメインの工事となっております。

㊻ですけれども、今回新たに追加された工事になります。南上の山に向かいます町道1の8号線が、山手線本線の上を横断する橋梁を架設する工事となっております、㊼

の工事の追加工事として安部日鋼工業に発注されております。

①ですが、これは犬打川橋梁の両岸に、合わせて300メートルの盛土を行う工事となっております。

次に②ですが、これは先ほど説明しました1の8号線のラーメン橋の跨道橋の基礎を設置する工事がメインとなっております。

③は犬打川橋梁の橋台・橋脚などの下部工工事が完了しているのので、その上にPC上部工を施工する工事となっております。

④は山手線本線と交差する主要地方道宇治木屋線の線形を改良する工事となっております。

詳細につきましては右下の表のほうに表しています。

次に、資料はございませんが、もう一つのアクセス道路であります、主要地方道宇治木屋線の（仮称）犬内峠トンネルの工事の進捗についてご説明申し上げます。

トンネル延長は2,953メートルでございます。

宇治田原町側は、山城北土木事務所施工分としましては、1,894メートルのうち、2月末時点で約1,030メートルの掘進が完了しております。

和束町側は、山城南土木事務所施工分で、延長は1,059メートルですが、現在、坑口の築造中で、トンネル掘削はこれからとなっております。

以上、新名神高速道路とアクセス道路の整備進捗について報告申し上げます。

○委員長（藤本英樹） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤本英樹） ないようでございますので、これにて質疑を終了いたします。

次に、産業観光課所管の地域おこし協力隊の任用について説明を求めます。植村産業観光課課長補佐。

○産業観光課課長補佐（植村和仁） それではお手元の資料、右肩に総務建設常任委員会資料（産業観光課）のA4 1枚ものの資料に基づきご説明のほうさせていただきます。

地域おこし協力隊員の任用についてということで、当内容につきましては、前年、近藤広幸隊員の退任によりまして、今回任用したものでございます。

趣旨につきましては、都市部から地方へ転居して地域の活性化に取り組む総務省の「地域おこし協力隊」制度を活用し、地域住民と協働して観光の魅力の磨き上げ、また、地域のにぎわいづくり、それから情報発信、観光客の受入れ環境整備等に取り組む人材

を採用することによりまして、交流による地域活性化と関係人口の創出を図ってまいります。

業務内容につきましては、観光・交流の拠点となります宗円交遊庵やんたんを中心に、町内全域を活動拠点といたしまして、本町の観光振興における課題解決、それから、また地域活性化に資する活動を展開していただきます。

今回、任用者につきましては、山内加絵さんを任用させていただきました。大阪府の高槻市のほうより転入いただいております。

任用期間につきましては、当初採用日、令和4年2月17日から最長3年間、単年度契約となっております。

勤務条件等につきましては、会計年度任用職員をベースに以下のとおり定めております。

勤務時間につきましては8時半から17時、実働7時間30分。週休日、週2日。休暇は会計年度任用職員の規則に基づく。報酬は月額16万6,000円。採用1年目。社会保険、雇用保険は適用されます。その他、地域おこし活動に従事するため、上記勤務時間外または週休日に勤務を要する場合は、振替、代休により対応する。

地域おこし協力隊員数、この採用に基づいて2名ということになっております。高橋一樹隊員が令和3年3月8日からで、令和4年2月17日から山内加絵隊員ということで、現2名となっております。この2名で町をフィールドに地域の資源、素材を活用したにぎわいづくりを今後進めてまいります。以上でございます。

○委員長（藤本英樹） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。谷口委員。

○委員（谷口 整） 地域おこし協力隊員、これは本町のほうでこの制度を採用して何年になりますか。

○委員長（藤本英樹） 植村補佐。

○産業観光課課長補佐（植村和仁） 第1期隊員が平成30年の2月19日の採用となっておりますので、大体4年となります。

○委員長（藤本英樹） 谷口委員。

○委員（谷口 整） この間、2人の方が平成30年から約4年余り、地域おこしのためにいろいろと活動していただいているんですけども、この方々の業務の内容ですね。これはどのようなことをやって、今後、今まで湯屋谷の宗円交遊庵やんたんの設立なり、いろいろなことに関わってやってきていただいて、それなりの実績を出してもら

っているんですけれども、今後、まだまだこれからこの人たちの協力を得て地域おこしをやろうとされていると思うんですが、今後、どのような形でこの事業を展開してこうと、町のほうは考えておられますか。

○委員長（藤本英樹） 植村補佐。

○産業観光課課長補佐（植村和仁） 委員からもお話ありましたように、第1期となります2名につきましては、観光交流の拠点施設の立ち上げの時期でもございましたので、その運営を軌道に乗せるための活動が中心でございました。これから第2期生の2名という形になるんですが、観光交流の拠点を中心に、それぞれの能力とかやりたいこともお持ちでありますので、そんな考えも尊重しながら、全町的な、全町をフィールドとしたにぎわいづくり、観光の拠点の磨き上げ等を進めていただきたいと、もちろん町もサポートしながら進めていきたいと考えております。以上です。

○委員長（藤本英樹） 谷口委員。

○委員（谷口 整） 宇治田原町の観光、いろいろと考えると結構ポテンシャルが高いと思うんですね。例えば、高尾でいろいろなことを取り組んだりだとか、はたまた今回、西ノ山の集団茶園のところに京都府のほうでトイレを設置してもらいましたね。あそこなんかまさに、本町の西の入り口ですね。今回、一般質問は結果として取下げになりましたけれども、ある議員から、あそこに道の駅的なものをどうかとか、そんな内容のことも質問される予定だったんですが、例えば、今言ったトイレの横にという言い方もおかしいかもしれませんが、その辺に町のほうのそういう観光案内所的なものを設置して、その辺りで観光のいろいろな整理というか、案内というか、そんなことをしてもらうことも可能なんですよ、例えば。その辺りはどうなんですか。

○委員長（藤本英樹） 植村補佐。

○産業観光課課長補佐（植村和仁） 今回の第2期生の中には、西ノ山展望広場を活用したイベントなり、それから、そのサイトの魅力の磨き上げ等も計画等で考えておられます。ただ、先ほど委員からも高尾のお話も出ておりましたが、地域によってはコロナの関係でなかなか、そのお話をしに上がったとしても、その地域のほうがまだというようにお話もありますので、コロナの感染状況も見ながら事業というか、情報の発信を進めてまいりたいと思います。以上です。

○委員長（藤本英樹） 谷口委員。

○委員（谷口 整） 今、コロナというイレギュラーな時期なので、そのことはちょっと置いておいたらいいと思うんですけれども、去年もこの質問をしたときに、今おられる

高橋さんについては、湯屋谷に専属ではなく、町のほうに業務のうちの半分は張りついていてもらって、ほかのことをやってもらうとか、何かそんな答弁だったと思うんですけども、今、実態的にはこの方、どこでどういう仕事をされていますか。

○委員長（藤本英樹） 植村補佐。

○産業観光課課長補佐（植村和仁） 地域おこし協力隊の高橋隊員におきましては、基本的に宗円交遊庵やんたんを中心に活動していただいております。ただ、それぞれコロナの関係はあるんですが、地域の実情も知っておきたいということもありますし、また研修等もございますので、そこにとどまらずに、いろいろなところには足を運んでいただいております。

○委員長（藤本英樹） 谷口委員。

○委員（谷口 整） 宗円交遊庵やんたんについても、オープン、今からたしか4年前です。来てまだそんなに日が経っていないので、なかなかそこまで行かんかもしれません。やっぱり一定、今後はやはり自立していってもらう方向に町も考えておられると思うんですけども、いつまでも2人の地域おこし協力隊の方が湯屋谷専属みたいに張りついておられると、なかなかほかのところ目向けるというのは難しいのかなと思われるんですね。だから、そこらについては今はコロナの関係でちょっと制約があるかもしれませんが、将来的にこの方々をどういうふうにして地域おこしを進めていくというのは、一定町のほうもそれなりの展望を持ってもらわなければいけないのかなと思うんですけども、今後の展開はどうでしょうか。

○委員長（藤本英樹） 植村補佐。

○産業観光課課長補佐（植村和仁） 確かに委員おっしゃるとおり、今後第2期生、今の隊員のこのタイミングから、宗円交遊庵やんたんにこだわらず、徐々に地域に出ていただけて、軸足は地域、全町をフィールドとした活動に移行していきたいと考えております。

○委員長（藤本英樹） ほかに質疑のある方ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤本英樹） ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

以上で、ただいま出席の所管分に係ります各課所管事項報告についてを終了いたします。

これで日程に掲げておりますただいま出席の所管分の付託議案審査及び所管事項の報告を終了いたしますが、その他、委員から何かございましたら挙手願います。谷口委員。

○委員（谷口 整） 先ほど新名神の進捗状況の報告があったんですけども、宇治田原
優駿ステーションですが今、奥山田のほうに新しい施設を造るということで事業が進んで
いるんですけども、ほぼ出来上がったということで、この3月20日に地元の奥山田
区で見学に行くということの話があるんですけども、所管の当委員会でも新年度、
4月以降に一度見に行くということについて考えていただきたいなと思うんです。

かなり、1,000メートルぐらいの直線距離があるところが山の中にできていると
いうことで、随分と山の様子も変わっていますので、これの関連ですので、ちょっとそ
の辺を考えていただきたいなと思うんですけども、よろしくお願ひします。

○委員長（藤本英樹） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤本英樹） 当局から何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤本英樹） これで、ただいま出席の所管課に係る事項を終了いたします。

次に、日程第3、その他を議題といたします。

委員から何かございましたら、挙手願ひします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤本英樹） 当局から何かございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤本英樹） 事務局から何かございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤本英樹） ないようですので、日程第3、その他についてを終了いたします。

本日は、付託議案5件、所管事項報告の審査が終了いたしました。無事に審査を終了
することができましたことに御礼を申し上げます。

本年度も残すところ3週間となりました。各課におかれましては、いま一度事業執行
等について最終確認を行い、適正な執行に努めていただきますよう強く求めておきます。

また、所管に係ります重要事項、懸案事項の報告につきましては、年度が変わりまし
ても遺漏のないようよろしくお願ひをしておきます。令和4年度4月の閉会中の委員会
につきましては、第1四半期の執行状況の報告を願う予定としております。4月25日
午前10時から予定しておりますので、よろしくお願ひいたします。

以上で本日の総務建設常任委員会を閉会します。大変ご苦勞さまでございました。

閉 会 午前11時31分

宇治田原町議会委員会条例第26条の規定によりここに署名する。

総務建設常任委員会委員長 藤 本 英 樹